政令第二百九十号

電波監理審議会令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十九条の十五の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別委員）

第一条　電波監理審議会（以下「審議会」という。）に、電波の有効利用の程度の評価を行わせ、又は特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員五人以内を置くことができる。

2　特別委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3　特別委員の任期は三年とする。ただし、専ら特別の事項を調査審議させるため任命された特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　特別委員は、非常勤とする。

（部会）

第二条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第三条　部会は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

第四条　審議会の庶務は、総務省総合通信基盤局総務課において処理する。

（審議会の運営）

第五条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附　則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

総務大臣　寺田　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十一号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十五年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和四年三月	四千三百三十八万円

別表第十一ロの表に次のように加える。

令和四年三月	九百十一万円

別表第十一ハの表に次のように加える。

令和四年三月	九百十万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第五十一号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十七第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び	1　［同上］